

埼玉県人権擁護委員連合会啓発事業補助金交付要綱

改正 令和8年4月1日

(趣旨)

- 第1条 県は、県民の人権意識の高揚を図るため、埼玉県人権擁護委員連合会（以下「連合会」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業等)

- 第2条 補助対象事業は、県民の人権意識の高揚を図るための連合会の業務のうち、啓発活動費とする。
- 2 補助金の額は、知事が定める額とする。
- 3 補助金は、連合会の請求により概算払いとする。

(申請書の様式等)

- 第3条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。
- 2 規則第4条第1項の申請書の提出期限は、補助を受けようとする年度の8月31日とし、提出部数は1部とする。

(記載事項)

- 第4条 規則第4条第1項の申請書には、同項第3号、第4号後段及び同条第2項第1号から第4号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。
- 2 規則第4条第2項第5号に規定する知事の定める事項は、次のとおりとする。
- (1) 連合会の規約
- (2) 役員名簿
- (3) 事業計画書（啓発活動事業を明記すること）及び収支予算書

(交付決定通知書の様式)

- 第5条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(補助金請求書の様式)

- 第6条 補助金請求書の様式は、様式第3号のとおりとする。

(状況報告)

- 第7条 連合会は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第8号 規則第13号の報告書の様式は、様式第4号のとおりとする。

2 前項の報告書は、会計年度終了後速やかに提出する。

ただし、速やかに提出できない理由がある場合には、あらかじめ知事に報告の上、理由が止み次第、提出するものとする。

(確定通知書の様式)

第9条 規則第14条の補助金の額の確定通知書の様式は、様式第5号のとおりとする。

(書類の整備等)

第10条 連合会は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿及びその証拠書類を整備し、保管しなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号

年度埼玉県人権擁護委員連合会啓発事業補助金交付申請書

年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

所在地
名 称
代表者

下記により、年度埼玉県人権擁護委員連合会啓発事業補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 補助事業の完了予定年月日 年 月 日
- 3 添付書類
 - (1) 年度埼玉県人権擁護委員連合会定時総会資料(規約・役員名簿)
 - (2) 年度事業計画書
 - (3) 年度収支予算書(抄本)

様式第2号

年度埼玉県人権擁護委員連合会啓発事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

埼玉県人権擁護委員連合会会長 様

埼玉県知事

年 月 日付けで申請のあった 年度埼玉県人権擁護委員連合会
啓発事業補助金については、下記のとおり交付します。

記

1 交付金額 金 円

2 支払方法 概算払

3 条件

(1) 補助事業の内容の変更又は事業を中止する場合には、速やかに知事に報告し、その承認を受けること。

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

様式第3号

請 求 書

年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

所在地
名 称
代表者

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年度埼玉県
人権擁護委員連合会啓発事業補助金について、下記のとおり請求します。
また、同補助金については、下記の口座に振り込んでください。

記

- 1 金 円
- 2 フリガナ：
名 義：
銀行名及び支店名：
口座番号： 普通・当座 No.
埼玉県債権者登録番号：

様式第4号

年度埼玉県人権擁護委員連合会啓発事業補助金実績報告書

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

所在地
名 称
代表者

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた 年度埼玉県
人権擁護委員連合会啓発事業補助金については、事業が完了したので、補助金等の交付
手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 補助事業の実施期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 補助事業の成果
- 4 補助事業に要した経費の精算に関する事項
別紙精算書のとおり
- 5 添付書類
年度事業報告書
歳入歳出決算書

別紙

精 算 書

1 補助対象事業等に関する事項

補 助 対 象 事 業	事 業 費
	円
合 計	円

2 精算に関する事項

交 付 額	円
精 算 額	円
差引過不足	円

様式第5号

年度埼玉県人権擁護委員連合会啓発事業補助金交付額確定通知書

第 号
年 月 日

埼玉県人権擁護委員連合会会長 様

埼玉県知事

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年度埼玉県人権擁護委員連合会啓発事業補助金については、年 月 日付けで提出のあった実績報告書に基づき、補助金等の交付手続等に関する規則第14条の規定により、下記のとおり交付すべき補助金の額を確定し、通知します。

記

1 補助金の交付確定額 円